

工事番号 8文保第7号

国宝 興福寺五重塔 揚前工事 現場説明書

奈良県 地域創造部

文化財保存事務所

現場説明書記載項目

第1章 概要

第2章 特記事項

第1章 概要

- 1 工事番号 8文保第7号
- 2 工事名 国宝 興福寺五重塔 揚前工事
- 3 工事場所 奈良市登大路町48番地 興福寺境内地内
- 4 工事概要 国宝興福寺五重塔建造物保存修理事業のため、五重塔のジャッキアップとジャッキダウンを行う。併せて、大斗補強金物を製作する。
- 5 竣工期日 令和10年3月31日
- 6 概成工期 無
- 7 完済部分の有無 有・無
- 8 部分使用の有無 有・無

第2章 特記事項

1 総論

本工事の建設工事請負契約書、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書を十分に理解し、関連法規・条例等を遵守して、安全に着手・竣工してください。

本工事は、国宝建造物に係る工事であることや、工事場所は史跡名勝に指定されていることを十分に認識し、その価値を損なうことのないよう施工には細心の注意を払ってください。

2 適用範囲

施工条件は、*印および○のついたものを適用します。

3 施工条件

(1) 一般事項

- * 本工事の施工は、監督員の指示した書類を作成し承諾を受けたうえで着手してください。
- * 原則として、工事着手前に本工事の全ての下請業者について書類により監督員に届出てください。
- * 本工事は奈良県県土マネジメント部編集[県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携]及び[建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）]に準じます。
- * 工事関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行ってください。手続きに必要な費用は受注者の負担とします。ただし、次の3件の申請手続きに関しては、図面A-11および図面A-14に記載の行為（資材搬入路の改造およびジャッキアップ架台の基礎打設）に限り、発注者により工事着手前に手続きを行います。
 - ① 史跡名勝現状変更等許可申請
 - ② 風致地区内行為における許可申請
 - ③ 歴史的風土特別保存地区内行為許可申請
- * [建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）]の書式に従い、工程管理を行ってください。
- * 建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（国土交通省）を遵守し工事を行ってください。
- * 「奈良県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画の後期実施計画」に基づき、時間的コスト・社会的コスト等の低減を図り、総合的なコスト縮減に努めてください。
- * 本工事に示す内容その他に疑義が生じた場合は、入札前においては質疑によるものとし、受注者決定後においては監督員と充分協議のうえ、その指示に従い施工するものとします。また、現場の納まり、取合い、明示なき事項及び設計図書と現場の不一致等で生じた変更については、監督員の指示によるものとします。
- * 施工にあたっては、受注者の現場担当者を定め、監督員と工程等を綿密に協議のうえ、工事の進行調整を計ってください。
- * 工事工程毎に写真撮影を行い、工事竣工時にプリントにキャプションを付けて整理したアルバム2部とCD-ROM2枚を提出してください。
- * 指定場所以外での喫煙等は一切禁止とします。

(2) 施工日・施工時間・施工手順・その他条件

- * 奈良県の休日定める条例（平成元年3月31日条例第32号）に掲げる県の休日に工事の施工を行わないこととし、施工時間は8時30分から17時15分までとします。ただし、別に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではありません。
- * 本工事は興福寺境内で施工されるため、興福寺が実施する法要を妨げないように工事を行ってください。興福寺より工事を控えるよう要請があった場合は、これに従ってください。
- * 興福寺の月例法要が行われるため、毎月1日は午前10時00分まで、毎月5日、8日、15日、17日、18日は午前9時30分までは作業を控えてください。特に騒音が生じる作業は行わないでください。なお、月例法要の日取りは各月の行事等によって前後する場合があります。
- * 本工事は、国宝興福寺五重塔の揚前を行うので、国宝建造物が倒壊しないように慎重かつ丁寧に施工してください。そのため、受注者は、下記の全ての事項が可能となるよう施工計画書を作成し、発注者の承諾を受けてください。
 - i. 図面 J-00 ジャッキアップ仕様書の 1.4 工事計画書の作成・承認の項目に記載のとおり、事前に二重柱の保持機構について試験施工を実施して発注者の承認を得たうえで、実際の施工に着手すること。
 - ii. 揚前施工の回数は、既存大斗の収去～仮大斗設置のために1回（図面 J-29 に記載の手順 A）、仮大斗の撤去～新規大斗設置のために1回（図面 J-30 に記載の手順 B）、それらの中間に1回（図面 J-31 に記載の手順 C）、計3回の揚前を行うこと。それぞれの揚前手順における実働日数は、図面 J-31 に記載の期間を目安とし、全体工期のうち、五重塔の揚前施工に十分な日数を確保できるように、それ以外の工事を施工すること。
 - iii. 揚前施工時に五重塔全体が傾斜することを未然に防ぐため、揚前を施工する箇所以外にも、仮設的な支保工の設置および傾斜を監視する人員の配置を行うこと。とくに、三重と四重と五重の隅木と茅負は仮設的に支保し、さらに傾斜を監視する人員を配すること。塔身と心柱の近接部、とくに露盤付近にも、監視員を配すること。監視員は、墨出し機等を用いて傾斜状況を監視し、無線機等を用いて各所の状況を確認しながら、慎重かつ丁寧に揚前を施工すること。
- * 発注者は、本工事と関連して初重隅大斗4丁の取り替えを実施するため、受注者は、下記の全ての事項が可能となるよう施工計画書を作成し、発注者の承諾を受けてください。
 - i. 図面 J-29 に記載の手順 A-⑥（構台 900 mm揚げ施工完了から構台 900 mm下げ施工着手まで）において、発注者が現用大斗収去・取合い調査・仮大斗設置を施工するため、21日間以上の期間を設けること（祝休日を除く）。
 - ii. 図面 J-30 に記載の手順 B-④（構台 900 mm揚げ施工完了から構台 900 mm下げ施工着手まで）において、発注者が仮大斗撤去・試し施工・新調大斗据付けを施工するため、11日間以上の期間を設けること（祝休日を除く）。
 - iii. 図面 J-31 に記載の手順 C-④（構台 900 mm揚げ施工完了から構台 900 mm下げ施工着手まで）において、発注者が仮大斗撤去・試し施工・再び仮大斗設置を施工するため、11日間以上の期間を設けること（祝休日を除く）。
 - iv. 発注者が上記 i～iii を施工するための作業スペースを設けること。

- * 本工事には、図面 R-01 に示す補強金物の製作を含みます。補強金物の表面には結露防止剤(菊水化学工業ケツロニン同等)を塗布してください。補強金物の詳細ディテールは、図面 J-29 に記載の手順 A-⑥ による調査実施後に、発注者から別途指示します(底面 PL ダボ孔寸法や棒鋼長さなど)。したがって、受注者は、詳細ディテールの指示を受けてから金物加工に着手してください。詳細ディテールの指示があるまでは、母材調達までを行っておくこととし、金物加工には着手しないでください。なお、補強金物の外形寸法が著しく大きくなってしまふなどの場合を除き、詳細ディテールの指示による加工寸法変更は、比較的軽微な変更として扱い、請負金額の変更は行いません。
- * 国宝建造物の失火をくれぐれも防止するため、工事場所では原則として火気を用いずに施工してください。ただし、資材搬入路として敷設する敷鉄板の現場溶接は、この限りではありません。敷鉄板の現場溶接を含めて、施工上やむを得ず火気使用の必要が生じた場合は、事前に監督員と協議して承諾を得た上で、十分な火災対策を講じて施工してください。その場合であっても、火気使用は原則として午前中の作業とし、施工後は種火確認を徹底し、夜間退場後に種火から出火することのないよう十分な対策を講じた上で施工してください。
- * 本工事には、図面A-14に記載の基礎コンクリートの解体を含みます。コンクリートの打設は、解体時に容易に解体・搬出できるよう、解体手順も考慮して施工を行ってください。また、コンクリートの解体時に、五重塔木部および基壇石材に損傷を与えぬよう厳重に養生を行ってください。万一、養生を怠って損傷・汚損させた場合は、発注者の指示する方法で、受注者の負担で原形に復してください。
- * 本工事には、ジャッキアップ架台の建方と解体を含みます。鉄骨建方および鉄骨解体の施工時は、五重塔木部に損傷を与えぬよう厳重に養生を行ってください。万一、養生を怠って損傷させた場合は、発注者の指示する方法で、受注者の負担で原形に復してください。

(3) 用地

- ・借用料 (円) を本工事に含めます。

(4) 環境対策

- * 「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」に基づき、建設資材のリサイクルに努めてください。
- * 「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づき、環境物品の使用に努めてください。また、「排出ガス対策型建設機械指定要領」「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械の使用に努めてください。
- * 「奈良県庁ストップ温暖化実行計画(第五次)」に基づき、再生資材や建設副産物の有効利用の推進、環境負荷の少ない型枠の利用推進等に努めてください。
- * 「公共事業に関する環境配慮指針に基づき、環境負荷低減に努めてください。
- * 騒音・振動・排水等は、奈良県環境保全関係条例・その他の規程に従って十分な養生及び防止対策を講じてください。万一、第三者に損害等が生じた場合は、受注者にて処理、解決してください。なお、これらに要する費用は、受注者の負担とします。
- * 本工事は、参拝者・観光客等の往来が多い興福寺境内での工事となります。騒音・振動・粉塵には十分注意して施工を行ってください。また、敷地外の工事進入路及び工事現場内の清掃を適宜実施してください。

(5) 特定建設資材の再資源化

- * 特定建設資材とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材及びアスファルト・コンクリート）をいいます。
- * 本工事において発生する特定建設資材廃棄物については、建設リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、適正に再資源化処理をしてください。
- * 建設リサイクル法第 9 条を遵守し、同法施行規則第 2 条に定める「分別解体等に係る施工方法に関する基準」により適切な施工をしてください。
- * 本工事において発生した特定建設資材廃棄物については、県内の再資源化処理施設において処理してください。（受注者の責めに帰さない理由で、これによることができない場合は監督員と協議のうえ、その指示に従ってください。）
- * その他
 - ①再資源化施設の選定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた処理施設とし、許可内容・有効期限等を確認のうえ事前に監督員の承諾を受けてください。
 - ②自ら搬出する場合は産業廃棄物運搬車の表示板等を明示してください。また運搬を委託する場合は産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者とし、事前に監督員の承諾を受けてください。
 - ③産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し厳正に管理してください。
 - ④特定建設資材搬出の際は運搬車両の過積載防止の徹底を図ってください。特に「ダンプトラック等過積載防止対策要領（土木請負工事必携）」に基づき監督員の指示に従ってください。

(6) 県内業者・県内産建設資材の活用

- * 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めてください。
- * 地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めてください。奈良県産品とは次の①から②に示すものとします。
 - ①県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む。）で製造された資材・製品
 - ②奈良県リサイクル認定製品
- ・ 図面に記載されている奈良県産材（木材）とは、奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品等をいいます。施工時にはあらかじめ県産材証明書を監督員に提出してください。
- ・ 建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品及び道路舗装材料類（アスファルト合材・インターロッキングブロック等）（以下「3品目」という。）及び奈良県リサイクル認定製品（土木資材：奈良県リサイクル認定製品パンフレットに土木資材として記載のあるもの。）の使用については、次に示す①から③の報告書を監督員に提出してください。
 - ①資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】
 - ②当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】
 - ③資材調達結果を竣工検査前に報告【完成報告】
- ・ 3品目で奈良県産品（以下、「県内産建設資材（3品目）」という。）が調達できるにもかかわらず奈良県産品以外を使用する場合は、その理由を付した書面を監督員に提出してください。

(7) 安全対策

- * 工事期間中、付近の構築物・道路・地下埋設物等に損傷を与えぬよう処置を行ってください。万一破損が生じた場合は、受注者の負担で原形に復してください。
- * 工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、及び監督などと十分打合せのうえ、安全管理を行ってください。
- * 交通誘導員の配置については、下表のとおりとしてください。なお、工事の実工程等によって交通誘導員の増が生じた場合でも設計変更の対象とはしないものとします。

配置場所	人数	配置時期
興福寺境内 ①②工事車両通路	2人	資材の搬入搬出時は常時 (夜間搬出入時も含む)

(8) 工事中道路・車両

- * 工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に工事関係車の出入りには必ず誘導員を立て交通渋滞や一般県民などへの災害に留意してください。
- * 工事関係車両のタイヤ等で場内土を持ち出し、道路等を汚さないでください。また、汚した場合には、速やかに清掃を行ってください。
- * ダンプトラックの過積載防止対策を行ってください。

(9) 仮設

○指定仮設工事を含みます。

図面A-12に記載の仮囲い盛り替え(ゲート改造を含む)、車止め仮撤去(石畳を含む)、搬入路敷鉄板、交通誘導員。図面A-16などに記載の鉄骨建方・解体用のホイスト8条。

○工事現場の適切な位置に工事内容を示す表示板を設けてください。表示内容は監督員の確認を受けてください。

- * 施工者が必要とする現場事務所や作業員休憩所等については、監督員と協議して場所を決定の上、受注者によって設置してください。なお、図面A-12に記載の素屋根東方の一角については無償で提供が可能です。設置場所の確保や所定の届出手続き等は全て受注者が行ってください。これらに要する費用は、受注者の負担とします。

(10) 発生材の処理

- * 特記仕様書の該当項目により適正に処理してください。

(11) 建設工事イメージアップ

○建設工事のイメージアップに努めてください。

(12) 工事中電力・水道等

○構内既存施設の利用は以下によります。

(イ) 既存電気設備の利用 ・ 出来ない ○出来る (・有償 ○無償)

(ロ) 既存水道設備の利用 ・ 出来ない ○出来る (・有償 ○無償)

・有償の場合は、監督員立会のうえ参考メーターを取り付けてください。

・その他条件 ()

・本受電又は開栓後、引き渡しまでの電気料金、水道料金等は下記によります。

	基本料金	使用料金
--	------	------

・電気	・含む	・含まない	・含む	・含まない
・水道	・含む	・含まない	・含む	・含まない
・()	・含む	・含まない	・含む	・含まない

- ・本受電後、引き渡しまでの電気主任技術者選任（委託）に係る費用は受注者の負担とします。
- ・工事負担金（ ）円を含みます。
- （ ）円を含みます。

(1 3) 他工事等との関連

- 施工に際して、文化財（史跡名勝）担当部局等の立会が必要になる可能性がありますので、その場合は施工日時を監督員と協議してください。
- 発注者によって、工事の要所で本工事にかかる報道関係者向けの報道発表を行う予定です。また、興福寺から、継続的に本工事にかかる記録映像の撮影を依頼する可能性があります。それらの場合は、本工事の施工に支障が及ばない範囲で、受注者において工程調整などを行ってください。
- 発注者は、本工事の竣工後、諸手続を行って令和10年9月1日(予定)から次工事の着工を計画しています。したがって、本工事において、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、令和10年8月31日までに完成させてください。ただし、工期の延長変更は、県議会の議決があったときに変更契約を締結します。

(1 4) 分離発注工事

- ・本工事と関連する分離発注工事
- ・工事期間中における工事進入路（敷地内外共）の維持・補修・第三者への対応、工事現場内外の安全・衛生管理及び各受注者間の工程調整を行い、相互の工事が円滑に進捗するよう安全協議会を設置し災害防止を図ってください。
- ・各受注者間の総合打合せを週1回以上行い、工事内容の連絡・工程調整・施工図面等による確認をして、十分に連絡調整を図ってください。
- ・各受注者は、工程表（週間・月間・全工程）を作成して監督員の承諾を受けてください。なお、工程表作成の際は、事前に各工事受注者間で工程を調整してください。
- ・各受注者は、協力して敷地外の工事進入路及び工事現場内の清掃を行ってください。
- ・分離発注工事の電気設備・機械設備工事も含め、総合調整を行ってください。

(1 5) 適正なコンクリート工事の施工について

- 監督員の承諾を得ずに設計図書と異なるコンクリートを打設しないこと。
- コンクリート工の施工にあたっては、「適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項（土木請負工事必携）」を遵守してください。
- 受注者は、コンクリート圧送工事の施工状況写真（ポンプ車全景、資格証を所持した圧送施工技能士等及び落下防止装置）を撮影し、監督員に提出してください。

(1 6) その他

- * 工事目的物及び工事材料等を火災保険、その他保険に付してください。なお、その保険の加入期間は、原則として、工事着工の日から工事完成期日後14日としてください。
- * 請負代金額に変更が生じる場合の変更請負代金額は、当初予定価格を含む設計変更価格に、当初予定価格から請負代金額となったいわゆる請負率を乗じて得た額とします。

- 本工事は仮契約を締結し、県議会の議決があったときに、仮契約と同一条項により本契約を締結したものとします。
- 施工計画書の提出において、「施工計画書現場組織表」を2部ずつ提出してください。
- 足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい」安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て基準」の2の(2)手すり据え置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこととします。
- 公開する数量調書は、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下、「数量書」という。）を、参考資料（参考数量）として公開・提供するものです。数量書は、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図書及び仕様書等）ではありません。従って、契約において発注者及び受注者を拘束するものではありません。
- ・本工事で使用する資材は、原則として新品または新品同等のものを使用し、中古品を使用する場合は監督員の承認を得た上で使用してください。